

第 3 章 計画の方向性

1 基本理念

すべての人が地域で幸せに暮らし、共に支え合いながら福祉のまちづくりを進めることをめざし、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

基本理念

市民が「幸せを生きる」まち ふくちやま
～オレンジのまちづくり～

コラム

8 オレンジのまちづくりとは



福知山市では、2019（令和元）年度から「オレンジのまちづくり（オレンジ運動）」を始めています。オレンジのまちづくりとは、これまで、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉のそれぞれの分野で行ってきた3つの取組を、オレンジ色をシンボルカラーとして行政の縦割りを転換し、より横断的に、一体的に進めていく取組です。



「認知症サポーター」の
「オレンジリング」



「あいサポーター」の
「あいサポートバッジ」



「子ども虐待防止」の
「オレンジリボン」

また、高齢になっても、障害があっても誰もが安心して暮らすことができる地域

2 共通して取り組むべき事項

本計画は、福祉分野の上位計画として、各福祉分野で共通して取り組むべき事項を以下のように整理することで、各福祉分野における取組を総合的に推進していきます。

(1) 本計画での地域の考え方

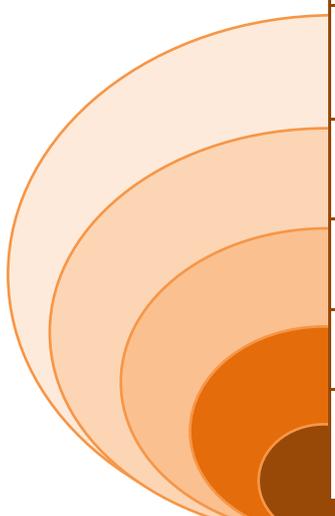
わたしたちは、さまざまな個性や価値観を持って生活する中で、お互いを尊重し合い、支え合いながら共に生活する一定の集団、地理的範囲を地域として捉え、多様な地域活動を行っています。

地域福祉の推進にあたっては、自治会の地域を支え合いの基本単位としたうえで、見守り活動や防災訓練などを実施する際には、その内容に応じて自治会、小学校区、中学校区などをそれぞれ「地域」として捉え、活動が展開されています。

また、小学校区においては、小地域での地域福祉の推進を図ることを目的に、自治会や民生児童委員協議会などの地域内にある住民組織で構成されている地区福祉推進協議会があり、中学校区においては地域包括支援センターが設置されていますが、それぞれの地域における福祉活動を推進するためには、住民一人ひとりの支え合いへの意識の高揚や、公的支援体制の整備が求められています。

本計画では、第4章に掲げる施策を展開することにより、地域での生活をよりよくするために住民一人ひとりが主体的に考える「地域」という範囲が、組・隣近所から自治会、小学校区へと広がっていくことをめざしています。

さらに、地域で生活課題に直面している住民や、あるいは他者の生活課題に気づいた住民がその課題の解決に向けて気軽に相談できる場所や体制を住民に身近な地域において整備すると共に、複合的な生活課題に対しては、市が最終的な支援、課題解決を図るセーフティネットとしての役割を果たしていくため、包括的に支援を提供できる体制の構築を進めます。



地 域	位置づけ・設置されている主な拠点
市全域	生活としごとの相談窓口 子育て総合相談窓口 相談支援事業所
中学校区	地域包括支援センター
小学校区	地区福祉推進協議会
自治会	<u>支え合いの基本単位</u>
組・隣近所	<u>支え合いの最小単位</u>

(2) 重層的支援体制の整備

高齢化の進行や家族形態の多様化の流れはこの先も続くことが見込まれる中、生活困窮、引きこもり、ダブルケア※など、既存の制度や分野をまたがる複合的な課題を抱える世帯が増えています。

これまでから、高齢者世帯を中心にさまざまな困難を抱える住民に対しては、地域公民館や市役所各支所に設置する9つの地域包括支援センターが相談対応を行い、その総合調整機能を市役所1階に設置する基幹型センター「介護あんしん総合センター」が担ってきました。

2021（令和3）年度には、複合的な課題を抱える住民がどこの相談窓口を訪ねても、必要な相談・支援につながるよう、多部署・多機関協働の中核機関として「介護あんしん総合センター」を位置付け、包括的相談支援の体制整備をモデル的に始めました。

今後は、各地域包括支援センターが高齢分野に限らず地域住民の相談を包括的に受け止め、「介護あんしん総合センター」につなぐことで、庁内多部署横断的な相談・支援につながる仕組みづくりをめざします。

中には、既存の制度で対応できない、本人がサービスを希望しないなどといった理由から、すぐに支援につながらない相談もあります。

このような場合は、従来行ってきた課題解決をめざす支援に加えて、訪問などを通じて、本人や家族の思いを受け止め、長期的・継続的に見守り、寄り添い、つながり続ける伴走型支援を行います。

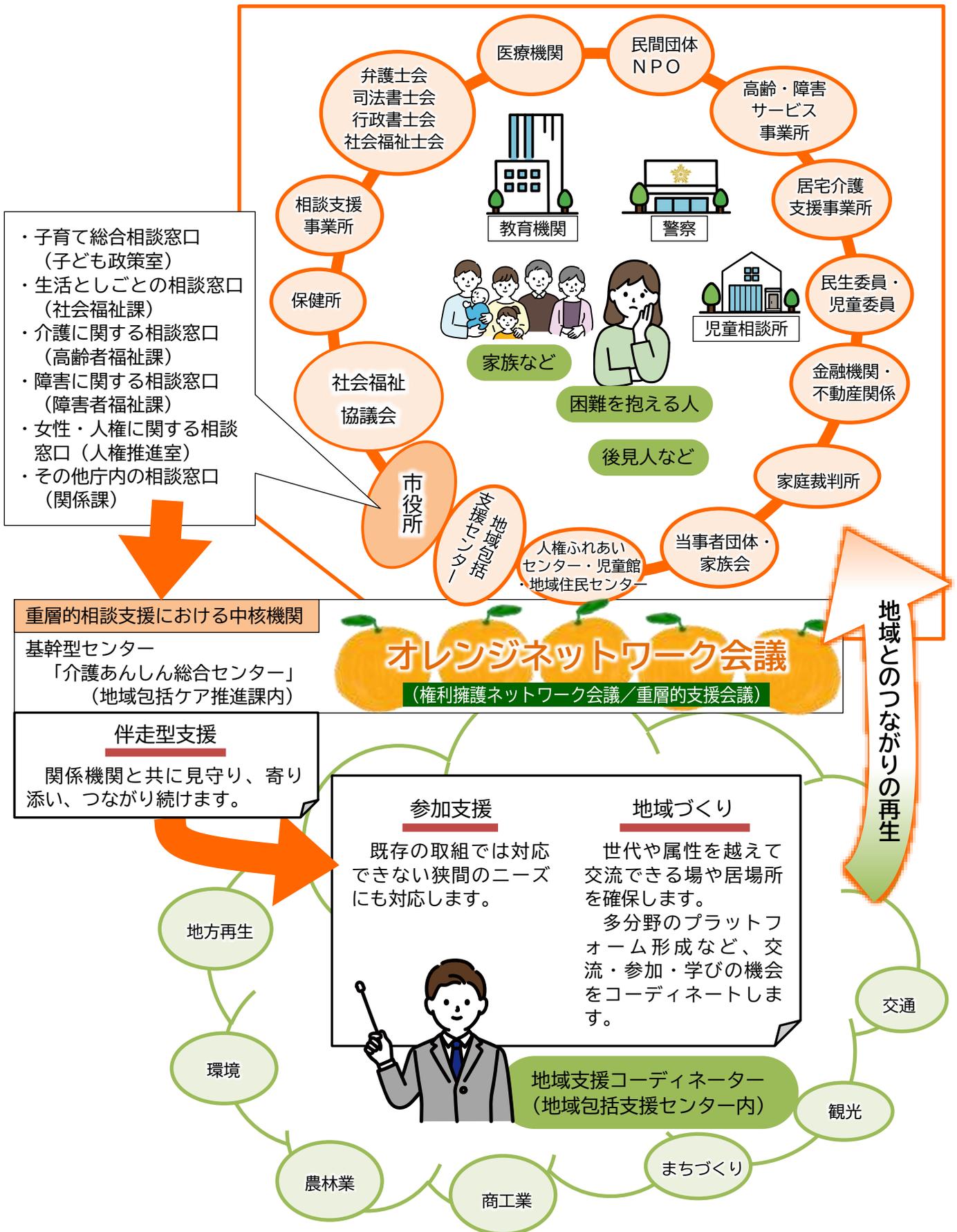
さまざまな課題を抱える人の中には、地域社会からの孤立や集団の中に溶け込みにくいなどの課題が背景にある場合があるため、行政など支援機関の相談支援に留まらず、本人やその家族に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する参加支援が必要になります。

現在、各地域包括支援センターに配置する地域支援コーディネーター※が、それぞれの地域で展開されている支え合いや居場所などの地域資源を把握し、新たな取組をサポートしています。今後は対象者のニーズにあった地域資源や支援メニューをコーディネートする中心的な役割を担います。

このように、行政の相談窓口から地域の居場所などへ相談者をつなぐといった取組を通して、地域社会とのつながりを再生し、住民同士が支え合える関係づくりを広げていきます。

さらには、住民や事業者も参画した地域づくりを進めるため、『福知山市オレンジネットワーク会議（権利擁護ネットワーク会議／重層的支援会議）』において、さまざまな困難を抱える市民の生活を守るために必要な取組について、関係機関のネットワークと専門性を活用して検討します。

福知山市の重層的支援体制イメージ図



重層的相談支援における中核機関

基幹型センター

「介護あんしん総合センター」
(地域包括ケア推進課内)



オレンジネットワーク会議

(権利擁護ネットワーク会議/重層的支援会議)

● 協議内容

権利擁護支援に関するシステム全体の検討
権利擁護支援を推進するための社会啓発
実務者会議、個別ケース会議の活動状況の評価 など

● 構成機関

- ・ 京都弁護士会
- ・ 成年後見センターリーガルサポート京都支部
- ・ コスモス成年後見サポートセンター京都府支部
- ・ 京都社会福祉士会
- ・ 福知山市民生児童委員連盟
- ・ 福知山市社会福祉協議会
- ・ 福知山医師会
- ・ 福知山市介護支援専門員会
- ・ 福知山障害児(者)親の会
- ・ 京都銀行
- ・ 京都北都信用金庫
- ・ 福知山市地域自立支援協議会相談支援事業所連絡会
- ・ 認知症の人と家族の会京都府支部
- ・ 京都府宅地建物取引業協会
- ・ NPO法人ニュートラル
- ・ 福知山民間社会福祉施設連絡協議会
- ・ 福知山市

実務者会議

● 協議内容

重層的支援が必要なケースの情報共有、各部署・機関の役割分担、支援方針の検討、ケースの進行管理 など

● 出席者

市役所の高齢・子ども・障害・生活困窮の所管課と弁護士、社会福祉協議会 など
必要に応じて関係機関を招集

個別ケース会議

● 協議内容

個々のケース支援を行うにあたり、情報共有、具体的な援助や支援計画の検討 など

● 出席者

対象ケースの支援機関

- ★ 個別ケース検討会議の中に、当事者や家族、地域の支援者を交えて協議する「地域ケア会議」も開催

3 基本方針

本計画を推進していくうえで、全体を通じて配慮すべき基本的事項を、3つの基本方針としてまとめました。

● 基本的人権と多様性の尊重

地域福祉を推進していくうえで最も重要な基本的人権と多様性の尊重を、本計画の基本に据えます。年齢や性別、障害の有無、出身や国籍などに関わりなくすべての人が個人として尊重され、社会の一員として活躍し、多様な価値観を認め合うような地域社会づくりを推進します。

● 住民参加と市民協働※の促進

住民が共に支え合う「共助」に基づくまちづくりを進めるため、地域福祉の担い手の育成や、住民・事業者・ボランティア・NPO・行政などの協働による住民参加型の福祉体制をめざします。

● 地域共生社会の創出

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会をめざします。



出典／厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトを元に作成

4 基本目標

基本理念・基本方針に基づき、本計画のめざす基本的な目標を、本市の現状や前回計画の検証、市民意識調査の結果などから明らかになった課題をもとに、以下のとおり定めます。

基本目標 1	市民一人ひとりが お互いを尊重する				
<p>人間関係の希薄化が進み、社会的孤立や身近な生活課題が顕在化する中でも共に「幸せを生きる」ためには、市民一人ひとりが互いを認め合いながら地域活動に参加することが必要です。</p> <p>市民が共に支え合うことができるよう、人権や福祉に対する意識啓発を図ると共に、地域とつながり、地域活動に参加しやすいまちをめざします。</p>					

基本目標 2	市民一人ひとりが まちづくりの担い手となる		
<p>市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、身近な地域での支え合い活動や見守り活動、ボランティア活動などさまざまな地域福祉に関わる活動が重要になります。</p> <p>地域の団体や施設などの地域資源を最大限活用して、地域福祉活動の担い手の確保・育成を図ると共に、地域福祉活動の更なる活性化を支援することで、市民が主体的に活動に参画するまちをめざします。</p>			

基本目標 3	誰一人取り 残さない体制 を整備する						
<p>支援を必要とする市民の誰もが、それぞれの抱える課題の種類や性質の違いに関わらず、気軽に相談できる体制と解決できる仕組みが必要です。</p> <p>既存の制度による解決が困難な課題に対しては、専門職や関係機関の協働によって課題解決を図る包括的な支援体制を整備すると共に、個人の権利が守られる権利擁護に努めます。そして、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自己実現を果たし、自立した暮らしが実現できるまちをめざします。</p>							

5 施策体系図

基本目標を踏まえて、本計画の施策の方向性を次のように体系化します。

基本理念 市民が「幸せを生きる」まちふくちやま ～オレンジのまちづくり～

基本方針

- 基本的人権と多様性の尊重（基本目標 1・3）
- 住民参加と市民協働の促進（基本目標 2・3）
- 地域共生社会の創出（基本目標 1・2・3）

